

平成24年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P180	11 少年自然の家 (4) 使用料の納付について 使用料は、使用日までに納付して もらうべきである。	入所前や入所中にキャンセルや早退等があつて退所日にならないと正確な使用人数の把握が難しいとの事情があるにせよ、条例で使用料の納付時期が明記されている以上、使用日までに使用料を納付してもらうことが原則であり、退所日に再度使用料を精算することは煩雑ではあるものの、それも不可能とは思われない。仮にそれが難しいのであれば、退所の際に使用料を納付するよう条例を改正する措置を講じるべきである。	少年自然の家	平成26年8月1日より、使用日までに使用料を納付してもらうこととして実施しています。途中退所や途中入所があつた場合は、退所日に精算をしています。	措置済

(公表日：平成27年3月26日 通知日：平成27年3月9日倉市教教企第83号)